

箕輪町商工業振興資金融資制度

中小企業の皆さんが、事業の発展と経営の安定のために必要な資金を金融機関から円滑に調達できるよう、長野県信用保証協会（以下：保証協会）の保証を受け、金融機関を通じて低利融資を行うものです。町が、金融機関に対して資金を預託することにより利率を引き下げるとともに、保証協会への保証料の全額負担及び利子の一部を補助しています。

中小企業の範囲

資本金又は従業員数のどちらか一方が該当すれば対象となります。

業種	資本金	常時使用する従業員数	
下記以外の産業	3億円以下	300人以下	
小売業	5,000万円以下	50人以下	
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下	
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
旅館業	5,000万円以下	200人以下	
医業	法人	—	300人以下
	個人	—	100人以下

※会社の役員や、事業主と生計を一にしている三親等以内の親族は従業員に含まれません。

ご利用いただける方

○原則として町内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業の方。

○通常の商工業の概念に該当する業種が対象となります。なお、商工業であっても遊興娯楽業の一部等対象とならない場合があります。

次の場合は利用できません

- ①公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている場合
- ②許認可等が必要な業種でこれを受けずに営業している場合（P7参照）
- ③保証協会等で代位弁済中の場合
- ④金融機関から取引停止の処分を受けている場合
- ⑤制度資金を不正に利用したことがある場合
- ⑥経営の継続の見込みがない場合
- ⑦税や公共料金等の支払いを滞納している場合
- ⑧暴力団及びその関係者が申し込む場合
- ⑨その他町長が適当でないと認める場合

資金使途

中小企業者がその事業を行うために必要な事業資金に限ります。

次の場合は融資の対象になりません

- ・借入金の決済（一部を除く）
- ・投機資金、生活資金等事業に直接関係のない資金

次の場合は設備資金の対象になりません

- ・貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- ・不動産のうち、先行投資的又は過剰投資的なもの
- ・既に設置取得等がなされているもの
- ・箕輪町外に設置されるもの
- ・乗用車（特別な理由により、車体に企業名等を業務用車両とわかるように社名表示した場合を除く。表示は、概ねB5サイズ以上とし、塗装又は取り外しのできないステッカー等で貼り付けること。）
- ・車両の購入時に係る税金保険等諸費用

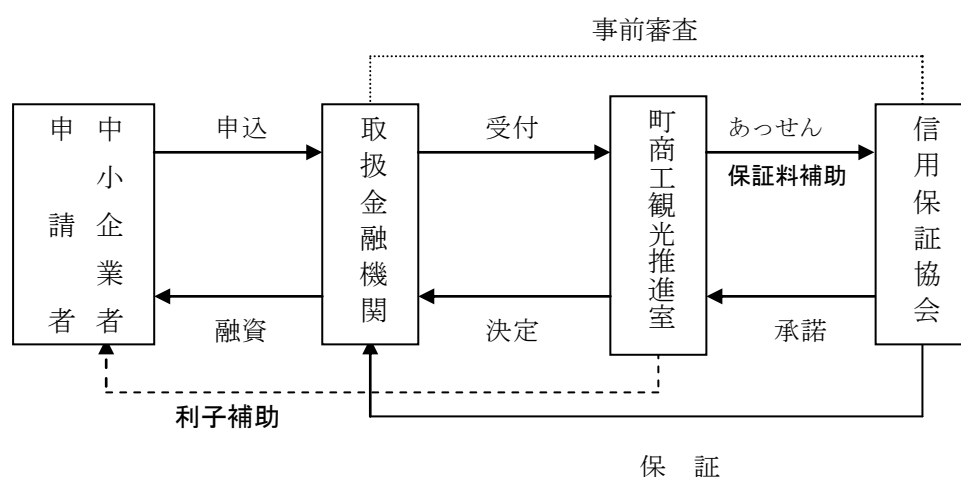
次の場合は融資を取り消します。直ちに償還してください。

- ・現住所からの転居、及び長期にわたり転出するとき。ただし、転居については報告のみとします。
- ・事業を閉鎖または事業が継続不能になりうる時。
- ・他より財産の差押え、または訴訟手続きをうけたとき。
- ・虚偽の申請と認められたとき。
- ・償還金を滞納したとき。

借入れ手続き

○融資相談 経営の内容を説明できる代表者又はその会社に勤務する方が、直接借入を希望する金融機関に決算書等の経営状況のわかる資料を持参して相談してください。

※申込書提出から融資実行まで約2週間必要となります。



取扱金融機関

○お申込み 融資あっせん申込書に必要事項を記入し、必要書類を添え下記取扱金融機関へお申し込みください。

アルプス中央信用金庫	箕輪支店	電話	79-2205
アルプス中央信用金庫	いほく支店	電話	79-1300
八十二銀行	箕輪支店	電話	79-2182
長野銀行	箕輪支店	電話	79-1311

信用保証料

町が全額負担し、長野県信用保証協会へ直接振り込みます。

利子補助制度

借入にかかる利子の一部（貸付利率の0.8%分）を補助しています。

資金区分	資金用途	貸付利率	利子補助	補助後の利率
一般	運転	2.1%	0.8%	1.3%
	設備			
特別小口資金	運転	1.8%		1.0%
	設備	1.7%		0.9%
経営安定対策資金	運転	1.8%		1.0%

借入れに際しての経営者の心構え

- 経営者は常に事業の実態を把握し、将来性のある事業計画をたてましょう。
- 事業の内容を示すものは経理です。事業の経営内容がわかるように日頃から正しく帳簿を整理しておくことが大切です。
- 普段から商工会や金融機関と密接なつながりを持ち、信用を高めましょう。
- 無理のない借入計画をたてましょう。必要以上の借入れはますます経営を圧迫し、企業の命取りにつながります。

経営安定対策資金

●融資対象者の①の第5号については、特定指定業種に該当し、次のいずれかの基準を満たすこと。

- (イ) 最近3カ月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。
- (ロ) 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

●融資対象者の①の第7号については、次の全てを満たすこと。

- ・金融機関からの借入金が前年同期比で少しでも減少していること。
- ・指定金融機関から合計借入シェアが、総金融借入の10%以上であること。
- ・指定金融機関のいずれか1つの金融機関からの借入が、前年同期比で10%以上減少していること。

借換制度

(1) 町の商工業振興資金として借入れた借入金を借り換えるための資金を経営安定対策資金として扱う。この場合次のすべての条件を満たすこと。

- ア 経営安定対策資金の貸付要件に該当すること。
- イ 返済開始後1年以上経過し、かつ延滞のない借入金を借り換えるための資金であること。
- ウ 従前の借入残高のみの借り換えとし、本件で一括返済すること。
- エ 同一金融機関での借り換えであること。
- オ 従前の借入金について長野県信用保証協会の別枠保証を利用している場合は、原則として別枠保証を利用すること。
- カ 従前の借入金について担保を徴している場合は、借り換えに際して担保を徴すること。
- キ あっせん申込書「資金を必要とする理由」欄に、借り換えであること、借り換える対象となる従前の資金の名称、借入年月日及び借入残高を明記すること。
- ク 責任共有制度対象資金を責任共有制度対象外資金に借り換えることはできない。
- ケ 本資金による借り換えは1回に限られること。

(2) 利子補給について

- ①借換後の借入金に係る利子補助金交付時に精算して交付します。
- ②借換時のあっせん申込み提出時に、従前の借入金一括返済に伴う利子補助金の繰上償還事由書・利子補助明細書を添付してください。